

地域福祉推進のプログラムの具体的な取組（新旧表）

参考資料

第2期宇治市地域福祉計画	第3期宇治市地域福祉計画
<p>1. 安全・安心に暮らせるまちづくり 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らしていくことができるように、環境の整備や支え合いのしくみづくりを推進します。</p>	<p>1. 安全・安心に暮らせるまちづくり 一人ひとりの人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で安全に、安心していきいきと暮らしていくことができるように、環境の整備や支え合いのしくみづくりを推進します。</p>
<p>(1) 個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向けた取り組みを地域全体で進められるように推進・支援します。</p>	<p>(1) 個人の尊厳と基本的人権を尊重し、地域の課題解決に向け、<u>地域全体で進められる取組を推進・支援します。</u></p>
<p>1 同和問題や女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を課題としながら、一人ひとりが命の尊さや互いの基本的人権を尊重し合う福祉社会実現の取り組みを推進・支援します。</p>	<p>1 <u>部落差別や性別、子ども、高齢者、外国人、難病患者等をめぐる人権問題を克服し、性的指向・性自認、障害特性等の多様性を尊重し、一人ひとりの基本的人権と、互いの固有の尊厳を大切にしよう</u>福祉社会実現の取組を推進・支援します。</p>
<p>⇒ 第2期「7」から、第3期「2」へ移動（一部変更）</p>	<p>2 すべての人が安全に安心して利用できるような公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及の推進と併せ、<u>交通結節点までの距離にかかわらず移動が困難な方など、新たな移動ニーズに対応していくために、既存公共交通との整合性を図りながら地域に応じた移動手段の確保に取り組みます。</u></p>
<p>(2) 健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。</p>	<p>(2) 健康でいきいきと暮らしていくために、こころと体の健康づくりを推進します。</p>
<p>2 各種予防事業に積極的に取り組みます。</p>	<p>3 <u>フレイル予防、各種の機能低下予防、疾病予防事業の積極的な実施及び各種検（健）診等、健康に関する情報の積極的な広報</u>に取り組みます。</p>
<p>3 各種検（健）診や予防事業等、健康に関する情報を積極的に広報することにより、より多くの人の事業への参加をめざします。</p>	<p>⇒ 第2期「3」は、第3期「3」に併合</p>
<p>4 高齢者のサークル活動の支援等により、生きがいづくりを推進します。</p>	<p>⇒ 第2期「4」は、第3期の「18」に併合</p>

(3) 災害時の被害を最小限にとどめる取り組みや生活環境のバリアフリー化を推進します。	(3) 災害時の被害を最小限にとどめる取組と地域による防犯・防災の取組を推進します。
5 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取り組みを積極的に推進します。	4 防災情報の発信や災害ボランティアセンターへの支援等、災害時に備えた取組を積極的に推進します。
6 災害時の被害を最小限にとどめるために、河川等の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の取り組みを推進します。	5 災害時の被害を最小限にとどめるために、 <u>道路・河川・排水路等</u> の改修・整備や建築物の耐震改修助成等の取組を推進します。
7 すべての人が安全に安心して利用できるように、公共施設や道路等の計画的なバリアフリー化やユニバーサルデザインの普及を促進します。	⇒ 第2期「7」は、第3期「2」に移動
⇒ 第2期「26」から、第3期「6」へ移動	6 犯罪被害者等が被害からの回復及び軽減を図るための取組として、支援機関の紹介等の広報活動を推進します。
⇒ 新規の具体的な取組	7 <u>福祉等の支援を必要とする犯罪をした人が、再び罪を犯すことなく立ち直ることができるよう支援する取組を推進します。</u>
⇒ 第2期「8」から、第3期「8」へ移動（一部変更）	8 地域における防犯・防災のネットワークづくりを支援するとともに、民生児童委員、学区福祉委員会や喜老会等による一人暮らし高齢者訪問活動、 <u>学童の登下校等</u> 子どもの見守り活動、障害者の見守り活動等の拡充を支援します。
⇒ 第2期「9」から、第3期「9」へ移動（一部変更）	9 <u>災害時避難行動要支援者名簿を活用し</u> 、いざというときに <u>地域で</u> 助け合える体制の整備を推進します。
(4) 地域による防犯・防災の取り組みを支援します。	
8 地域における防犯・防災のネットワークづくりのきっかけとなる、民生児童委員や学区福祉委員等による一人暮らし高齢者訪問活動、子どもや障害者の見守り活動等の拡充を支援します。	⇒ 第2期「8」は、第3期「8」に移動（一部変更）
9 災害時要援護者避難支援計画に基づき、災害時に自力での避難が困難な人（要援護者）の情報を本人の同意を得たうえで町内会・自治会等と共有し、いざというときに助け合える体制の整備を推進します。	⇒ 第2期「9」は、第3期「9」に移動（一部変更）

第2期宇治市地域福祉計画	第3期宇治市地域福祉計画
<p>2. 地域福祉活動への住民参画の推進 人材の発掘・育成や支え合いのしくみづくり、地域での活動拠点の整備を進めます。</p>	<p>2. <u>市民が主体となった</u>地域福祉活動の推進 人材の発掘・育成や支え合いのしくみづくり、地域での活動拠点の整備を進めます。</p>
<p>(1) 地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。</p>	<p>(1) 地域福祉活動への参加意欲を持っている人が、気軽に活動に参加できるきっかけづくりを支援します。</p>
<p>10 学区福祉委員会によるバザーや、市社協の福祉まつり等のイベントが地域福祉活動への参加のきっかけになるよう、広報の工夫や継続的に参加してもらえぬ取り組みを支援します。</p>	<p>10 <u>宇治市社会福祉協議会や学区福祉委員会等による</u>地域福祉活動への参加のきっかけになるよう、<u>広報やイベント等を支援します。</u></p>
<p>11 団塊の世代をはじめ、知識や経験を持った人を活動へとコーディネートするしくみを構築します。</p>	<p>11 <u>デジタル技術の活用により、知識や経験を持った人や活動に興味を持つ人と、活動とをつなぐ仕組みの構築を推進します。</u></p>
<p>(2) 地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取り組みを推進します。</p>	<p>(2) 地域での世代間交流や学校での福祉体験学習等を通じて、「向こう三軒両隣」で支え合う福祉文化を育む取組を推進します。</p>
<p>12 日ごろの声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義を積極的に広報・啓発する取り組みを推進します。</p>	<p>12 日ごろの声かけやあいさつによるご近所とのつながりや世代間交流、ボランティア活動の意義を積極的に広報・啓発する取組を推進します。</p>
<p>13 学校教育における福祉体験学習や、学区福祉委員会と連携した地域福祉活動を行う等、学校・地域・家庭が連携しながら、より実践的な福祉教育を推進します。また、市社協と協働しながら大学生等の地域交流活動を支援します。</p>	<p>13 学校教育における福祉体験学習や、学校・地域・家庭の連携・<u>協働による活動の中で</u>、より実践的な福祉教育を推進します。宇治市社会福祉協議会と協働による大学生等の地域交流活動を推進します。</p>
<p>14 地域で支え合うしくみとして、ボランティア切符*やエコマネー*等の取り組みを推進します。</p>	<p>⇒ 第2期「14」は、第3期「15」に併合</p>
<p>(3) ボランティアの育成や活動を支援します。</p>	<p>(3) ボランティアの育成や活動を支援します。</p>
<p>15 市社協や福祉サービス公社、ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・NPOの育成や活動を支援します。</p>	<p>14 <u>宇治市社会福祉協議会や</u>宇治市福祉サービス公社、宇治ボランティア活動センター等と連携し、ボランティア・NPOの育成や活動を支援します。</p>
<p>16 ボランティア・NPO活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取り組みを推進します。</p>	<p>15 ボランティア・NPOの活動の情報や活動の魅力を伝え、参加者の増加に結びつく広報・啓発の取組を推進します。</p>
<p>17 企業による企業市民活動*（社会貢献活動）が活性化するような取り組みを進めます。</p>	<p>16 企業による企業市民活動（社会貢献活動）が活性化するような取組を進めます。</p>

(4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの育成を推進します。	(4) 地域福祉活動の基盤となる地域コミュニティの <u>活性化</u> を推進します。
18 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、町内会・自治会等が行う未加入者に対する加入促進の取り組みを支援します。	17 町内会・自治会の存在意義を住民に周知・広報するとともに、 <u>NPO等との連携も含めた支援により、町内会・自治会等の積極的な活動の活性化を目指します。</u>
19 町内会・自治会だけでなく、地域のサークルやNPO等、地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。	18 <u>地域のサークル活動、NPOや市民活動団体等、</u> 地域で行われる多様なコミュニティ活動を支援します。
⇒ 第2期「22、23」から、第3期「19」へ移動（併合）	19 地域福祉活動を支える基盤として、 <u>募金や寄附文化の創造に</u> 積極的に取り組みます。
(5) 地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。	(5) 地域福祉活動や交流の拠点整備を推進します。
20 地域福祉活動や交流の拠点として、総合福祉会館や地域福祉センター、隣保館*、集会所、公園等の公共施設がより気軽に使いやすくなる取り組みや、学校施設や福祉施設、空き店舗等を地域の交流の拠点として活用できるよう、条件整備を推進します。	20 <u>公共施設や学校、福祉施設、空き家・空き店舗、隣保館等の既存施設が、地域福祉活動や</u> 交流の拠点として、 <u>利活用できるような取組</u> を推進します。
⇒ 新規の具体的な取組	21 <u>デジタル技術の活用により、気軽に住民同士の交流や情報共有のできる仕組みづくりを推進します。</u>
21 地域にある既存の公共施設を適切に維持管理し、計画的に整備・改修します。	22 地域にある既存の公共施設の適切な維持管理に加え、 <u>公共施設の在り方について改めて検討し、地域で有効的に利活用できるよう整備します。</u>
(6) 地域福祉活動を支える基盤として、寄付文化の醸成に努めます。	
22 社協活動をはじめとする地域福祉活動を支える基盤として、募金活動に積極的に取り組みます。	⇒ 第2期「22、23」は、第3期「19」に移動（併合）
23 募金や寄付の用途を明確にする等、理解を得るための広報・啓発に取り組みます。	⇒ 第2期「22、23」は、第3期「19」に移動（併合）

第2期宇治市地域福祉計画	第3期宇治市地域福祉計画
<p>3. ゆるやかな支え合い 支援が必要な人を地域でゆるやかに支え合いながら、困りごとがあったとき、いざというときには迅速に対応できる地域での支え合いネットワークづくりを推進します。</p>	<p>3. ゆるやかな支え合い 支援が必要な人を地域でゆるやかに支え合いながら、困りごとがあったとき、いざというときには迅速に対応できる地域での支え合いネットワークづくりを推進します。</p>
<p>(1) 支援が必要な人を、一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら見守っていくための取り組みを推進します。</p>	<p>(1) 一人ひとりの考え方や生活スタイルの違いを尊重しながら、<u>地域で見守り、支援が必要な人を早期発見、解決へ導く</u>取組を推進します。</p>
<p>24 認知症や障害をはじめとした福祉課題についての正しい理解の促進や広報・啓発に積極的に取り組むとともに、当事者組織の結成やその活動を支援します。</p>	<p>23 <u>障害特性や難病、認知症</u>についての正しい理解の促進や広報・啓発に積極的に取り組むとともに、当事者組織の結成やその活動を支援します。</p>
<p>25 ふれあいサロン活動等、地域とのつながりづくりを支援します。</p>	<p>24 <u>喜老会やふれあいサロン</u>活動等、地域とのつながり・<u>きずな</u>づくりを支援します。</p>
<p>26 犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図るための取り組みとして、広報活動を推進します。</p>	<p>⇒ 第2期「26」は、第3期「6」に移動</p>
<p>⇒ 第2期「27」から、第3期「25」へ変更</p>	<p>25 <u>地域におけるソーシャルワークを担う福祉専門職の育成を含めた、見守りから課題の発見、関係機関との連携、情報共有の体制を構築します。</u></p>
<p>⇒ 第2期「27、28」から、第3期「26」へ変更</p>	<p>26 <u>子どもや高齢者、障害のある人等への虐待やDVについて、早期発見及び未然に防ぐための取組を推進します。</u></p>
<p>⇒ 第2期「27、28」から、第3期「27」へ変更</p>	<p>27 <u>孤独死について、地域での見守り活動や事業所との協働により、早期発見及び未然に防ぐための取組を推進します。</u></p>
<p>(2) 地域での見守り等を通じて、孤立を未然に防ぐ地域づくりを推進します。</p>	
<p>27 地域での見守り等を通じて、様々な情報や事例を共有し、関係機関との連携体制を強化する取り組みを推進します。</p>	<p>⇒ 第2期「27」は、第3期「25、26、27、36、37」に分解</p>
<p>28 地域での見守り等を通じて、近年社会問題となっている虐待やDV、孤独死・自殺の防止、ひきこもり対策等への支援の取り組みを推進します。</p>	<p>⇒ 第2期「28」は、第3期「26、27、33、42」に分解</p>

(3) 地域の人と人をつなぐ場として、地域福祉のつどいや地域懇談会等の取り組みを支援します。	(2) <u>地域福祉の担い手として活動している人々の連携を強化します。</u>
29 活動を行っている人々が、地域福祉のつどいや地域懇談会において支援の事例や情報を共有することにより連携を強化できるよう支援します。	28 <u>地域福祉推進委員会の開催や、活動を行っている人々によるつどいにより、地域福祉を担う人同士の連携の強化を推進します。</u>
30 地域懇談会におけるファシリテーター*（進行促進役）である地域協働コーディネーターを地域福祉推進の中核を担う人材として位置づけて養成し、地域が地域懇談会に主体的に取り組む環境づくりを推進します。	⇒ 第2期「30」は、第3期「28」に併合

第2期宇治市地域福祉計画	第3期宇治市地域福祉計画
<p>4. 多様な福祉サービスの創生と展開 地域で支援を必要としている様々な立場の人のニーズを把握し、行政や事業者による適切な福祉サービスの提供を推進します。</p>	<p>4. 多様な福祉サービスの創生と展開 地域で支援を必要としている様々な立場の人のニーズを把握し、行政や事業者による適切な福祉サービスの提供を推進します。</p>
<p>(1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。</p>	<p>(1) 支援が必要な人に対して必要なサービスが円滑に提供できるよう支援します。</p>
<p>31 事業者においては第三者評価や利用者アンケートを実施したり、また行政においては学習会等を通じて利用者と事業者の橋渡しを行う等、サービスの質の向上につながる取り組みを推進します。</p>	<p>29 <u>福祉サービス事業者に関しては</u>第三者評価や利用者アンケートを実施する等、サービスの質の向上につながる取組を推進します。</p>
<p>32 地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケアの構築を進めます。</p>	<p>30 地域包括支援センターを中心に、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるような地域包括ケア<u>システム</u>の構築を進めます。</p>
<p>33 地域子育て支援拠点を中心に、子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、子育てひろば等の取り組みを通じて、横のネットワークづくりを支援します。</p>	<p>31 地域子育て支援拠点を中心に、<u>相談の受付等により</u>子育て世代を支援し、子育てを楽しむことができるような環境づくりを推進し、横のネットワークづくりを支援します。</p>
<p>34 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会*等、障害者の相談体制の充実を支援します。</p>	<p>32 障害者生活支援センターや地域自立支援協議会等による障害者の相談体制について、相談機能の充実を図ります。</p>
<p>⇒ 新規の具体的な取組</p>	<p>33 <u>悩みを抱えた人に対して、状態が深刻化する前の早期発見や、寄り添い支援、誰も自殺に追い込まれることのない体制を構築します。</u></p>
<p>(2) 地域の福祉サービス事業者との連携やNPO法人、市民活動団体への支援の取り組みを進めます。</p>	<p>(2) 地域の福祉サービス事業者等との連携やNPO、市民活動団体への支援の取組を推進します。</p>
<p>35 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス公社をはじめとした福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進めます。</p>	<p>34 保健・医療・福祉の横断的な連携を進めるため、福祉サービス公社をはじめとした福祉サービス事業者や専門機関、医療機関等との意見交換、情報交換の場づくりを進めます。</p>
<p>36 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPO法人や市民活動団体等の主体的な活動を支援します。</p>	<p>35 既存の福祉サービスだけでは対応しきれない生活課題に対応するため、先駆的な活動を行うNPOや市民活動団体等の主体的な活動を支援します。</p>

	(3) <u>多様な地域課題を包括的・重層的に受け止め、関係機関が連携して解決へと導く体制を構築します。</u>
⇒ 第2期「27」から、第3期「36」へ変更	36 <u>ヤングケアラーやひきこもり等、分野横断的な課題や制度のはざまにある問題を、包括的・重層的に捉え、関係機関の連携・協働を強化することで課題解決のための適切な支援につなげます。</u>
⇒ 第2期「42」から、第3期「37」へ移動（第2期「27」と併合）	37 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、 <u>必要に応じて、弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ等、関係機関の横断的なネットワークづくりを推進します。</u>
(3) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。	(4) 地域での生活不安や困難に対応するセーフティネットとなる施策や活動を推進します。
37 失業者や生活困難世帯に対する貸付事業を通じて生活不安の解消を支援します。	38 <u>生活困窮者への支援を通じて、生活に困る人を見逃さず、適切な支援が行き届く地域づくりを推進します。</u>
38 失業者や障害者の就労機会や雇用の確保に向けた取り組みを推進します。	39 失業者や障害者、 <u>高齢者、ひとり親世帯等の就労に困難を抱える人への適切な支援を推進します。</u>

第2期宇治市地域福祉計画	第3期宇治市地域福祉計画
<p>5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供 地域で支援を必要としている人からのSOSを見逃さず、必要な情報や適切な福祉サービスの利用につなげていく人とひとのネットワークづくり（小地域ネットワーク活動）を支援し、きめ細やかな相談体制の構築を推進します。</p>	<p>5. 安心して利用できる相談体制や福祉サービスの情報提供 地域で支援を必要としている人からのSOSを見逃さず、必要な情報や適切な福祉サービスの利用につなげていく人とひとのネットワークづくり（小地域ネットワーク活動）を支援し、きめ細やかな相談体制の構築を推進します。</p>
(1) 困ったときに気軽に相談できるしくみづくりを推進します。	(1) 困ったときに気軽に相談できる仕組みづくりを推進します。
39 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。	40 分野別の相談窓口だけでなく、総合的な相談窓口の充実を図ります。
40 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。	41 民生児童委員による、身近な地域での相談活動の充実を支援します。
41 市社協が実施する、ふれあい福祉センター相談事業を引き続き支援します。	⇒ 第2期「41」は、第3期「40」に併合
42 地域で支援を必要としている人を行政や福祉サービス事業者、場合によっては弁護士・司法書士・社会福祉士や医療関係等の専門分野につなぐ横断的なネットワークづくりを推進します。	⇒ 第2期「42」は、第3期「37」に移動
⇒ 第2期「28」から、第3期「42」へ変更	42 <u>不登校・ひきこもりに関する相談窓口を充実させ、内容に応じて関係課や関係機関との連携を図ります。</u>
(2) 福祉サービスの利用支援をはじめとした自立支援の取り組みを推進します。	(2) <u>成年後見制度等の権利擁護に関する制度や取組を推進します。</u>
43 成年後見制度助成事業や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）、コンタクトパーソン事業等、権利擁護の取り組みを積極的に広報し、利用者に対するきめ細やかな取り組みを支援します。	43 <u>成年後見制度利用促進に関する中核機関の在り方について、関係機関と協議・検討します。</u>
⇒ 新規の具体的な取組	44 <u>市民後見人等の養成に関する取組を支援します。</u>
⇒ 新規の具体的な取組	45 <u>親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応する取組を支援します。</u>
⇒ 新規の具体的な取組	46 <u>日常生活自立支援事業の対象にならないものの判断能力に不安があり、金銭管理が必要な者や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援等、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題等と併せて、協議会の設置を検討します。</u>
⇒ 新規の具体的な取組	47 <u>より多くの人が成年後見制度について理解を深められるよう、周知及び啓発を行います。</u>

(3) より効果的な広報・情報提供のあり方を検討します。	(3) より効果的な広報・情報提供を推進します。
44 市政だより・ホームページ、情報誌の発行や掲示板の設置等、より分かりやすく正確に伝わる情報の発信を推進します。	48 <u>正確な情報をより多くの人に届けるため、個々に合った広報媒体での発信を推進します。</u>
45 福祉サービス事業者等からの恒常的な情報の発信を支援します。	49 <u>デジタル技術の活用により「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を推進します。</u>
(4) 利用者の満足度を高める取り組みを推進します。	(4) 利用者の満足度を高める取組を推進します。
46 苦情対応・オンブズマン制度等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取り組みを推進します。	50 苦情対応・オンブズマン制度等の利用促進を図り、事業者等への助言・指導・研修等の取組を推進します。